旅客取扱関係規程類集の一部改正
10 列車指定券関係　②京阪プレミアムカークラブ会員規約の変更【２０２１年１月３１　日より適用】

改　　正

②　京阪プレミアムカークラブ会員規約

2017.　8.　1 制定
2018.　2. 20 改正
2018.　3. 23 改正
2018.　4. 27 改正
2018.　9. 15 改正
2019. 10.　1 改正
2020.　3. 16 改正
2021.　1. 31 改正

（適用範囲）
第１条　　（現行どおり）

（会員サービス）
第２条　会員は、当社が提供するインターネット環境を利用して、あらかじめ登録したクレジットカードでの決済により、「ネットプレミアムカー券」及び「ネットライナー券」（以下、総称して「ネット列車指定券」という）の購入、または、保有する「京阪プレミアムカークラブポイント」（以下「ポイント」という）での決済により「ポイントプレミアムカー券」および「ポイントライナー券」（以下、総称して「ポイント列車指定券」という）の購入ができます。
なお、本サービスにてネット列車指定券を購入し、当該列車を利用した会員にポイントを付与し、そのポイントによる特典の提供をします。

（用語の定義）
第３条　この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとします。

用語	定義
会員	本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの入会申込みを行い、当社が入会を認めた旅客のことをいう。
京阪プレミアムカークラブポイント	京阪プレミアムカークラブ web ページ（以下専用 web ページという。）においてネット列車指定券を購入した金額に応じて還元されるポイントをいう。
列車指定券	プレミアムカー券、ネットプレミアムカー券、ポイントプレミアムカー券、ライナー券、ネットライナー券、ポイントライナー券の総称のことをいう。
ネット列車指定券	ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。
ポイント列車指定券	ポイントプレミアムカー券およびポイントライナー券の総称のことをいう。
発行替	ネット列車指定券およびポイント列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう。
スマートフォン等	インターネットに対応しており、専用 web ページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう。

現　　行

②　京阪プレミアムカークラブ会員規約

2017.　8.　1 制定
2018.　2. 20 改正
2018.　3. 23 改正
2018.　4. 27 改正
2018.　9. 15 改正
2019. 10.　1 改正
2020.　3. 16 改正

（適用範囲）
第１条　　（省　　略）

（会員サービス）
第２条　会員は、当社が提供するインターネット環境を利用して、あらかじめ登録したクレジットカードでの決済により、「ネットプレミアムカー券」及び「ネットライナー券」（以下、総称して「ネット列車指定券」という。）の購入ができます。

（用語の定義）
第３条　この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとします。

会員：本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの入会申込みを行い、当社が入会を認めた方

京阪プレミアムカークラブポイント
（新　　設）

列車指定券：プレミアムカー券およびライナー券のことをいう
ネット列車指定券：本サービスにより発売を行う列車指定券のことをいう

ネット列車指定券：本サービスにより発売を行う列車指定券のことをいう

ポイント列車指定券
（新　　設）

発行替：ネット列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう

スマートフォン等：インターネットに対応しており、専用ホームページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう

※下線部が改正箇所です。

改　　正

用語	定義
専用 web ページ	ネット列車指定券を購入するための web ページのことをいう。
ログイン	専用 web ページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう。

（会員登録）

第４条　（現行どおり）

２　会員登録の手続きについては、次のとおりとします。

（１）専用 web ページから、メールアドレスおよびパスワードを入力していただきます。

（２）会員登録用として入力していただいたメールアドレスに URL を添付のうえ送信します。同時に、お客さま情報を仮登録状態として保存します。

（３）　（現行どおり）

３　（現行どおり）

（会員の責任）

第５条　（現行どおり）

（届出事項の変更）

第６条　（現行どおり）

（退会）

第７条　会員は、自己の都合により退会するときは、専用 web ページで所定の手続きを行うものとします。退会された時点で、累積されたポイントは失効します。ただし、以下のケースに該当する場合、又は登録したクレジットカードの種類または利用状況によっては、専用 web ページ上で退会手続ができない場合があります。

（この場合は、京阪プレミアムカークラブ専用ダイヤル TEL：06-6945-0897　にご連絡ください。）

（１）払いもどしが完了していないネット列車指定券、ポイント列車指定券がある場合

（２）有効なネット列車指定券、ポイント列車指定券がある場合

（３）その他、専用 web ページで所定の手続きができなかった場合

（会員資格の有効期限）

第８条　最終ログイン日から起算して１年間ログインがない場合は、当サービス利用の意思がないものとみなし、事前通知のうえ会員登録を抹消し、当該会員は退会したものとして取り扱います。

なお、退会と同時に累積されたポイントは失効します。

（会員資格の喪失）

第９条　当社は、前条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた時は、事前に会員に通知することなく会員登録を抹消し、当該会員は、退会したものとして扱うことがあります。

なお、退会と同時に累積されたポイントは失効します。

（１）
〜　（現行どおり）
（６）

現　　行

専用ホームページ：ネット列車指定券を購入するためのホームページのことをいう

ログイン：専用ホームページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう

（会員登録）

第４条　（省　略）

２　会員登録の手続きについては、次のとおりとします。

（１）当社ホームページから、メールアドレスおよびパスワードを入力していただきます。

（２）会員登録用として入力していただいたスマートフォン等のメールアドレスに URL を添付のうえ送信します。同時に、お客さま情報を仮登録状態として保存します。

（３）　（省　略）

３　（省　略）

（会員の責任）

第５条　（省　略）

（届出事項の変更）

第６条　（省　略）

（退会）

第７条　会員は、自己の都合により退会するときは、専用ホームページで所定の手続きを行うものとします。ただし、以下のケースに該当する場合、又は登録したクレジットカードの種類または利用状況によっては、専用ホームページ上で退会手続ができない場合があります。

（この場合は、京阪プレミアムカークラブ専用ダイヤル TEL：06-6945-0897　平日９：00〜18：00 にご連絡ください。）

（１）払いもどしが完了していないネット列車指定券がある場合

（２）有効なネット列車指定券がある場合

（３）その他、専用ホームページで所定の手続きができなかった場合

（会員資格の有効期限）

第８条　会員資格の有効期限は、最終ログイン日から起算して１年間ログインがない場合は、当サービス利用の意思がないものとみなし、事前通知のうえ会員登録を抹消し、当該会員は退会したものとして取り扱います。

（会員資格の喪失）

第９条　会員資格について、以下のケースに該当する場合は、当社は、前条の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げるいずれかの事由が生じた時は、事前に会員に通知することなく会員登録を抹消し、当該会員は、退会したものとして扱うことがあります。

（１）
〜　（省　略）
（６）

※下線部が改正箇所です。

旅客取扱関係規程類集の一部改正
10 列車指定券関係　②京阪プレミアムカ―クラブ会員規約の変更【２０２１年１月３１　日より適用】

改　　正	現　　行
（取り扱い時間） 第 10 条　本サービスに関する取り扱い時間は、午前 5 時から午前 1 時までとします。（午前 1 時～午前 5 時の間はメンテナンスのため、購入できません。） 2　サーバーのメンテナンス、アクセスの輻輳、通信事業者の通信設備の異常、天災等により本サービスを一時停止することがあります。 3　取扱時間は、サービス変更やダイヤ改正等の理由により、一時的に変更する場合があります。	（取り扱い時間） 第 10 条　本サービスに関する取り扱い時間は、午前 5 時から午前 1 時までとします。 2　（新　設） 3　（新　設）
（ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入） 第 11 条　会員は、スマートフォン等から、ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入ができます。 2　ネット列車指定券、ポイント列車指定券の購入は、当該列車の乗車日 14 日前の午前 10 時から、乗車駅の時刻表に表示された発車時刻 1 分前までとします。 3　座席の指定にあたっては、1 席購入の場合は窓側、通路側等の選択ができますが、希望の座席が確保できない場合は、他の座席は確保せず「座席が取れませんでした。」等の表示となります。 4　ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入できる列車は５列車まで、かつ１列車あたり４席までとします。 購入時と同一の条件で、追加後の合計座席数が４席までであれば追加して購入できます。 5　購入手続中においても締切時間になりますと、購入できないことがあります。 6　ご希望の乗車区間において空席が無い場合は、購入できません。 7　購入が完了した場合、登録されたメールアドレスへ通知します。 なお、購入完了・変更完了メールは、ネット列車指定券またはポイント列車指定券とみなしません。	（ネット列車指定券の購入） 第 11 条　会員は、スマートフォン等から、ネット列車指定券の購入ができます。この場合、会員は、あらかじめ利用するスマートフォン等のメールアドレスを登録するものとします。 2　ネット列車指定券の購入は、当該列車の乗車日 14 日前の午前 10 時から、乗車駅の時刻表に表示された発車時刻 1 分前までとします。 3　座席の指定に当たっては、1 席購入の場合は窓側、通路側等の選択ができますが、希望の座席が確保できない場合は、他の座席は確保せず「座席が取れませんでした。」等の表示となります。 4　会員によるネット列車指定券の購入は合計５列車まで、かつ１列車当たり４席までとします。 5　当社は、ネット列車指定券を購入した場合は、購入が完了した旨を、登録されたメールアドレスへ通知します。 6　（新　設） 7　（新　設）
（料金の決済） 第 12 条　本サービスによる料金の決済は、登録したクレジットカードまたはポイントによる引き落としとします。 2　購入の際、登録したクレジットカードが、有効期限経過、解約、通信不良等により利用できない場合は、ネット列車指定券の購入はできません。 3　会員は、本サービスの利用に関連してカード会社との間または第三者　の間で紛争が生じた場合、自己の費用と責任において解決するものとし、当社に何らかの被害を与えないものとします。また、当社は、かかる紛争に関連または起因して会員に生じた損害につき、いかなる責任を負わないものとします。 4　会員とカード会社との紛争に関連または起因して当社が損害を被った場合、当社は、かかる損害の賠償を会員に請求することができるものとします。 5　当社は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、会員に事前に通知することなく、クレジットカード情報の登録を抹消し、またはクレジットカードの利用を一時的に中止することができるものとします。 （1）会員または当社が、登録クレジットカードの発行会社より、当該クレジットカードについて無効扱いの通知を受けたとき。	（料金の決済） 第 12 条　本サービスによる料金の決済は、登録したクレジットカードによる引き落としとします。 2　購入の際、登録したクレジットカードが、有効期限経過、解約、通信不良等により利用できない場合は、クレジットカードによるネット列車指定券の購入はできません。 3～7　（新　設）

※下線部が改正箇所です。

改　　正	現　　行
（２）会員または当社が登録クレジットカードの発行会社より、当該クレジットカードについて不正使用の通知を受けた場合。 （３）その他、登録クレジットカードの使用が当社または第三者の権利を侵害する可能性があると当社が判断した場合。 ６　蓄積されたポイントが購入金額に満たない場合は、ポイント列車指定券の購入はできません。 ７　領収書は発行いたしませんので、ご利用の記録は専用 web ページでご確認ください。	
（クレジットカード） **第 13 条**　（現行どおり）	**（クレジットカード）** **第 13 条**　（省　略）
（契約の成立時期及び適用規定） **第 14 条**　本サービスによる運送等の契約は、会員自らがスマートフォン等の操作により手続きをし、当社システムが座席番号等の確定後、購入情報を会員に返信したとき（払いもどしの場合も同じ条件とします。）に成立するものとします。 ２　ただし、会員が、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替したときは、発行替した時点で当社の旅客営業規則等に定める「列車指定券」と同様の取り扱いとなります。 ３　前項の規定によって契約が成立したとき以降における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとします。	**（契約の成立時期及び適用規定）** **第 14 条**　本サービスによる運送等の契約は、次の場合に成立するものとします。 (1) 会員自らがスマートフォン等の操作により手続きをし、当社システムが座席番号等の確定後、購入情報を会員に返信したとき（払いもどしの場合も同じ条件とします。） (2) 会員が、ネット列車指定券を購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替したとき。(この場合、当社の旅客営業規則等に定める「列車指定券」と同様の取り扱いとなります。) ２　前項の規定によって契約が成立したとき以降における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとします。
（プレミアムカーまたはライナー列車への乗車） **第 15 条**　会員は、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後にプレミアムカーまたはライナー列車へ乗車する際は、購入に使用したスマートフォン等を携行するものとします。 ２　会員は、当社係員の請求があるときはスマートフォン等により専用 web ページに接続し座席番号等の購入情報を呈示するものとします。 スマートフォン等の故障、充電切れ等により購入情報の確認ができない場合は、当該列車にご乗車いただくことはできません。 グループの代表者がネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入した場合、代表者と同時に乗車するものとします。 ３　（削　除）	**（プレミアムカーまたはライナー列車への乗車）** **第 15 条**　会員は、ネット列車指定券を購入後にプレミアムカーまたはライナー列車へ乗車する際は、必ず会員本人が購入に使用したスマートフォン等を携行するものとします。 ２　会員は、当社係員の請求があるときはスマートフォン等により専用ホームページに接続し座席番号等の購入情報を呈示するものとします。 ３　会員は、ネット列車指定券を購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替をすることができます。
（ネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更） **第 16 条**　本サービスにより購入したネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更は、購入列車毎の扱いで、変更する列車に空席がある場合に取り扱います。この場合、購入座席数・決済方法等の変更はできません。 ２　前項によりネット列車指定券を変更する場合でプレミアムカー料金またはライナー料金に差異が生じるときは、登録クレジットカードで収受または払いもどしを行います。 ３　第１項によりポイント列車指定券を変更する場合で、プレミアムカー料金またはライナー料金に差異が生じ、払いもどしが発生する場合は翌日に差額ポイントを払いもどします。支払いが発生する場合は累積されたポイントから差額ポイントを収受します。この場合、累積ポイント数が差額に満たない場合は列車変更できません。 ４　ネット列車指定券、ポイント列車指定券の変更は、乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻１分前までで、かつ変更しようとする列車の時刻表に表示された発車時刻の１分前までの取り扱いとします。	**（ネット列車指定券の列車変更）** **第 16 条**　本サービスにより購入したネット列車指定券の列車変更は、購入列車毎の扱いで、変更する列車に空席がある場合に取り扱います。この場合、購入座席数・決済方法等の変更はできません。 ２　前項によりネット列車指定券を変更する場合でプレミアムカー料金またはライナー料金に差異が生じるときは、収受または払いもどしを行います。 ３　ネット列車指定券の変更は、乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻１分前までで、かつ変更しようとする列車の時刻表に表示された発車時刻の１分前までの取り扱いとします。 ４　会員は、購入した列車の発車後、車内で乗車区間を変更する場合は、車内係員に申し出るものとします。この場合でネット列車指定券の料金に差異が生じる場合は、不足額があるときは現金で収受し、過剰額があるときは払いもどしいたしません。

※下線部が改正箇所です。

旅客取扱関係規程類集の一部改正
10 列車指定券関係　②京阪プレミアムカークラブ会員規約の変更【２０２１年１月３１　日より適用】

改　　正	現　　行
5　会員は、購入した列車の発車後、車内で乗車区間を変更する場合は、アテンダントに申し出るものとします。この場合で列車指定券の料金に差異が生じる場合は、不足額があるときは現金で収受し、過剰額があるときは払いもどしいたしません。 ポイント列車指定券は購入した列車の発車後、車内で乗車区間を変更することはできません。また、購入した区間以外を利用した場合は、別途所定の列車指定料金を支払うものとします。	5　ネット列車指定券の列車変更は２回を上限とします。
6　ネット列車指定券、ポイント列車指定券の列車変更は２回を上限とします。 7　ネット列車指定券、ポイント列車指定券を列車変更した場合は、列車変更が完了した旨を、登録されたメールアドレスへ通知します。	6　当社は、ネット列車指定券を列車変更した場合は、列車変更が完了した旨を、登録されたメールアドレスへ通知します。
（ネット列車指定券、ポイント列車指定券の追加購入） **第 17 条**　会員は、本サービスにより購入したネット列車指定券、ポイント列車指定券と同一の条件で、追加後の合計座席数が４席までであれば追加して購入できます。 2　会員が、前項によりネット列車指定券、ポイント列車指定券の追加購入を行う場合、追加分のネット列車指定券、ポイント列車指定券料金はネット列車指定券、ポイント列車指定券の決済方法によりれぞれ収受します。	**（ネット列車指定券の追加購入）** **第 17 条**　会員は、本サービスにより購入したネット列車指定券と同一の条件で、追加後の合計座席数が４席までであれば追加して購入できます。 2　会員が、前項によりネット列車指定券の追加購入を行う場合、追加分のネット列車指定券料金を収受します。
3　（現行どおり）	3　（省　　略）
4　当社は、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を追加購入した場合は、追加購入が完了した旨を、登録されたメールアドレスへ通知します。	4　当社は、ネット列車指定券を追加購入した場合は、追加購入が完了した旨を、登録されたメールアドレスへ通知します。
（ネット列車指定券、ポイント列車指定券の発行替） **第 18 条**　会員は、列車指定券発売駅において専用の発行替申込用紙に記入し、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入列車単位で列車指定券に１回に限り発行替ができます。 ただし、発行替ができるのは、ネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入後から乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻３分前までとします。	**（ネット列車指定券の発行替）** **第 18 条**　会員は、列車指定券発売駅において専用の発行替申込用紙に記入し、ネット列車指定券を購入列車単位で列車指定券に１回に限り発行替ができます。 ただし、発行替ができるのは、ネット列車指定券を購入後から乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻３分前までとします。
2　ネット列車指定券またはポイント列車指定券を列車指定券発売駅で列車指定券に発行替した場合は、ネット列車指定券またはポイント列車指定券は効力を失います。	2　発行替した列車指定券の取扱は、本規約ではなく当社の旅客営業規則等に定めるところによります。
3　発行替した列車指定券の取り扱いは、本規約ではなく当社の旅客営業規則等に定めるところによります。 ただし、ポイント列車指定券から発行替した列車指定券については、会員都合による払いもどしおよび一切の変更はできません。	3　（新　　設）
（ネット列車指定券、ポイント列車指定券料金の取消と払いもどし） **第 19 条**　会員は、本サービスにより購入したネット列車指定券が不要になった場合、購入済の列車の時刻表に表示された乗車駅発車時刻１分前までであれば、スマートフォン等の操作により購入列車単位で払いもどしができます。払いもどし金額は当該ネット列車指定券の決済方法により払いもどします。払いもどしをする場合の手数料は、１列車につき 160 円とします。	**（ネット列車指定券料金の払いもどし）** **第 19 条**　会員は、本サービスにより購入したネット列車指定券が不要になった場合、購入済の列車の時刻表に表示された乗車駅発車時刻１分前までであれば、スマートフォン等の操作により購入列車単位で払いもどしができます。払いもどし金額は当該ネット列車指定券の決済方法により払いもどします。

※下線部が改正箇所です。

改　　正

２　ポイント列車指定券は、不要になった場合等、会員都合による払いもどしはできません。

３　購入した列車が事故等により運休となった場合は、ネット列車指定券、ポイント列車指定券の料金全額を自動的に当該ネット列車指定券、ポイント列車指定券の決済方法により払いもどしします。この場合、返却に数日程度かかることがあります。

４　（現行どおり）

（車内での係員の確認）

第 20 条　車内におけるネット列車指定券、ポイント列車指定券確認のため、本サービスによりネット列車指定券、ポイント列車指定券を購入し乗車した会員に、当社係員が氏名、生年月日、電話番号等をお尋ねする場合があります。

（利用状況）

第 21 条　ネット列車指定券、ポイント列車指定券購入等の利用状況は、専用 web ページでより確認できます。

（ポイントの付与）

第 22 条　会員が列車指定券を購入した１回あたりの金額に対し、次項の計算方法によりポイントを付与します。このポイントは会員が購入したネット列車指定券で列車に乗車後、翌月２日に付与します。

以下のものはポイント付与対象外とします。

（１）購入後、払いもどし（運休等による払いもどしも含む）したネット列車指定券の購入金額

（２）購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替したネット列車指定券の購入金額

（３）その他当社が別に定めるもの

２　付与するポイント数は、前項の購入金額に下表の付与率を乗じて計算します。計算後、ポイント数に１ポイント未満の端数が出た場合は、これを四捨五入します。

	列車番号		
	０６００番台から０９００番台の各列車	１０００番台から１４００番台の各列車	１５００番台から２３００番台の各列車
平日	１％	１０％	１％
土休日		１％	

※「平日ダイヤ」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12 月 31 日、１月２日、３日)およびこれらの他「平日ダイヤ」以外で列車を運行する日を除く日とします。

３　当社は、別に条件を定め、これを満たした会員に追加ポイントを付与する場合があります。

４　付与したポイントは、列車指定料金を１円当たり１ポイントに換算したポイント数でポイント列車指定券と引換えします

５　ポイントは、会員の ID 番号ごとに付与、累積、管理およびポイント列車指定券との交換を行います。異なる会員の ID 番号に付与されたポイントは、共有、合算することはできません。

６　付与したポイント数は、会員本人が自ら操作して web ページで確認することができます。

７　付与したポイントの換金、売買、譲渡は一切できません。

現　　行

２　前項により払いもどしをする場合の手数料は、１列車につき 160 円とします。

３　購入した列車が事故等により運休となった場合は、ネット列車指定券の料金全額を自動的に当該ネット列車指定券の決済方法により払いもどしします。この場合、返却に数日程度かかることがあります。

４　（省　　略）

（車内での係員の確認）

第 20 条　車内におけるネット列車指定券確認のため、本サービスによりネット列車指定券を購入し乗車した会員に、当社係員が氏名、生年月日、電話番号等をお尋ねする場合があります。

（利用状況）

第 21 条　ネット列車指定券購入等の利用状況は、スマートフォン等の操作により確認できます。

（ポイントの付与）

第 22 条　（新　　設）

※下線部が改正箇所です。

旅客取扱関係規程類集の一部改正
10 列車指定券関係　②京阪プレミアムカークラブ会員規約の変更【２０２１年１月３１　日より適用】

改　　正	現　　行
（ポイントの累積と有効期限） 第 23 条　ポイントの有効期限は、最終ポイント変動日（付与または使用）の翌月から起算して１年間とします。会員は、有効期限を経過したポイントについて、その一切の権利を失うものとします。 ２　新たに付与したポイントは、それまでに付与した有効なポイントと合算して累積します。 ３　ポイントの累積は 50,000 ポイントを上限とし、これを超えてのポイント累積はできません。	（ポイントの累積と有効期限） 第 23 条　（新　　設）
（個人情報の利用目的） 第 24 条　当社は、以下の利用目的のため、お客さまから個人情報を収集します。 （１） ～　（現行どおり） （８）	（個人情報の利用目的）（項番繰り下げ） 第 22 条　当社は、以下の利用目的のため、お客さまから個人情報を収集します。 （１） ～　（省　　略） （８）
（個人情報の取り扱い） 第 25 条　（現行どおり） （１）　（現行どおり） （２）　（現行どおり） ２　（現行どおり）	（個人情報の取り扱い）（項番繰り下げ） 第 23 条　（省　　略） （１）　（省　　略） （２）　（省　　略） ２　（省　　略）
（会員情報の京阪グループ内利用の同意） 第 26 条　（現行どおり）	（会員情報の京阪グループ内利用の同意）（項番繰り下げ） 第 24 条　（省　　略）
（ダイレクトメールの活用） 第 27 条　（現行どおり）	（ダイレクトメールの活用）（項番繰り下げ） 第 25 条　（省　　略）
（本サービスにかかわる通信費用） 第 28 条　（現行どおり）	（本サービスにかかわる通信費用）（項番繰り下げ） 第 26 条　（省　　略）
（本サービスの中止、中断、変更） 第 29 条　当社は、本サービスの運営を以下の場合、会員に通知することなく中止、中断、変更することがあります。 （１）　（現行どおり） （２）　（現行どおり） （３）　（現行どおり） （４）その他本サービスの運営上、中止及び一時的な中断、変更が必要と判断した場合	（本サービスの中止・中断）（項番繰り下げ） 第 27 条　当社は、本サービスの運営を以下の場合、会員に通知することなく中止、中断することがあります。 （１）　（省　　略） （２）　（省　　略） （３）　（省　　略） （４）その他本サービスの運営上、中止及び一時的な中断が必要と判断した場合
（禁止事項） 第 30 条　会員は、列車指定券チケットレスサービスの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。 （１）犯罪行為または犯罪に結びつく行為。 （２）事実に反する情報を登録もしくは送信する行為または、情報を改ざんもしくは消去する行為。 （３）列車指定券チケットレスサービスの設備の運営を妨げる行為。 （４）クレジットカード会社と会員との間の契約に違反して登録クレジットカードを利用する行為。 （５）法令もしくは公序良俗に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。 （６）前各号に定める行為を助長する行為。 （７）前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。 （８）その他当社が不適切であると判断した行為。	（禁止事項） 第 30 条　（新　　設）

※下線部が改正箇所です。

旅客取扱関係規程類集の一部改正
10 列車指定券関係　②京阪プレミアムカークラブ会員規約の変更【２０２１年１月３１　日より適用】

改　　正	現　　行
（インターネット環境） 第 31 条　当社は、専用 web ページ画面が当社所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、列車指定券面の表示不良その他会員のスマートフォン等の設定環境に起因する不具合により生じた会員の損害に関して一切補償」いたしません。 ２　会員がスマートフォン等からアクセスする時に使用するブラウザについて、本サービスでは会員情報を保護するため一部のページに暗号化機能を盛り込んでいます。画面が正常に表示されない場合は、ブラウザのセキュリティー設定（SSL）の確認が必要となります。設定は会員の環境毎に異なります。本項についての詳細は、会員が、加入しているプロバイダーに問い合わせるものとします。なお、ブラウザは、パソコンについては Internet Explorer11/Edge、スマートフォン等については Android/Chrome、iPhone/Safari の使用を推奨します。 なお、使用するブラウザが TLS1.1 以上での通信に対応していることならびに Cross-Origin Resource Sharing に対応していることを要件とします。 ３　会員が利用するスマートフォン等の種類またはＯＳによっては、本サービスを利用できない場合があります。 ４　当社に起因しない通信環境の不具合により生じた会員の損害については、当社は一切の補償をいたしません。	（インターネット環境）（項番繰り下げ） 第 28 条　（項目追加） 会員がスマートフォン等からアクセスする時に使用するブラウザについて、本サービスでは会員情報を保護するため一部のページに暗号化機能を盛り込んでいます。画面が正常に表示されない場合は、ブラウザのセキュリティー設定（SSL）の確認が必要となります。設定は会員の環境毎に異なります。本項についての詳細は、会員が、加入しているプロバイダーに問い合わせるものとします。なお、ブラウザは、パソコンについては IE11/Edge、スマートフォン等については Android/Chrome、iPhone/Safari の使用を推奨します。 なお、使用するブラウザが TLS1.1 以上での通信に対応していることならびに Cross-Origin Resource Sharing に対応していることを要件とします。 ２　本サービスは、会員が利用するスマートフォン等の種類またはＯＳによっては、本サービスを利用できない場合があります。 ４　（新　　設）
（システムの障害） 第 32 条　（現行どおり） ２　（現行どおり）	（システムの障害）（項番繰り下げ） 第 29 条　（省　　略） ２　（省　　略）
（規約の変更） 第 33 条　本規約のサービス内容は、予告なく変更、改訂または廃止することがあります。当社は、必要に応じて本規約の改正または変更を行う事ができ、その効力はすべての会員に及ぶものとします。なお、改正または変更を行う場合は、当社が適当と判断する方法で全員に通知及び web ページへの掲載を行います。	（規約の変更）（項番繰り下げ） 第 30 条　本規約のサービス内容は、予告なく変更、改訂または廃止することがあります。当社は、必要に応じて本規約の改正または変更を行う事ができ、その効力はすべての会員に及ぶものとします。なお、改正または変更を行う場合は、当社が適当と判断する方法で全員に通知及びホームページへの掲載を行います。
（当社の免責事項） 第 34 条　（現行どおり）。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり）	（当社の免責事項）（項番繰り下げ） 第 31 条　（省　　略） ２　（省　　略） ３　（省　　略）
（準拠法） 第 35 条　（現行どおり）	（準拠法）（項番繰り下げ） 第 32 条　（省　　略）
（協議解決） 第 36 条　（現行どおり） ２　（現行どおり）	（管轄裁判所）（項番繰り下げ） 第 33 条　（省　　略） ２　（省　　略）
（反社会的勢力の排除） 第 37 条　（現行どおり）	（反社会的勢力の排除）（項番繰り下げ） 第 34 条　（省　　略）
（有効期間） 第 38 条　本規約は、2021 年 1 月 31 日より効力を有します。	（有効期間）（項番繰り下げ） 第 35 条　本規約は、2020 年 3 月 16 日より効力を有します。
附　則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕 （現行どおり）	附　則 〔旅客の輸送契約条件の変更〕 （省　　略）

※下線部が改正箇所です。